

#### 4 ごみ処理広域化計画の基本事項のまとめ

##### 4.1 ごみ減量化に関する事項

###### (1) 各市町村の減量化施策

各市町村における減量化施策は、減量目標達成のため、より具体的な取り組みを行い、確実に実施をするものとする。

###### (2) 各市町村の減量目標

各市町村の減量目標値については、減量化施策を行い、目標値の達成を図るものとする。各市町村における減量目標は次表のとおりとする。

表 4.1.1 各市町村のごみ焼却量の減量化目標値 ( ) は一人一日当りの焼却量

年度 市町村	H12年度 実績	H20年度 実績	H27年度 目標値	対H12 年度比	対H20 年度比
上田市	42,141t/年 (693g/人・日)	36,571 t/年 (624g/人・日)	33,712t/年 (600g/人・日)	△20.0%	△7.8%
東御市	4,150 t/年 (447g/人・日)	4,346 t/年 (465g/人・日)	3,846t/年 (421g/人・日)	△7.8%	△11.5%
長和町	625 t/年 (219g/人・日)	1,124 t/年 (427g/人・日)	950t/年 (388g/人・日)	152.0%	△15.5%
青木村	648 t/年 (360g/人・日)	879 t/年 (492g/人・日)	782t/年 (448g/人・日)	120.6%	△11.0%
合計	47,564 t/年 (636g/人・日)	42,920 t/年 (593g/人・日)	39,290t/年 (565g/人・日)	△17.4%	△8.5%

##### 4.2 ごみ処理に関する事項

###### (1) ごみ処理に関する基本方針

ごみ処理に関する基本方針について次表のとおりまとめた。

表 4.2.1 ごみ処理に関する基本方針(1)

項目	基本方針
施設整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への負荷を低減し、安全で安定した環境にやさしい施設</li> <li>・発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設</li> <li>・周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設</li> <li>・施設建設地の基盤整備と地域振興を図り、快適な生活環境を創造する</li> </ul>
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合クリーンセンターへの収集・運搬は、現在各市町村で実施している方式を継続するものとする。</li> <li>・建設場所が決定した段階において、運搬距離の偏りに対する平準化等の対策が必要な場合は検討を行う。</li> </ul>

表 4.2.1 ごみ処理に関する基本方針(2)

項 目		基本方針
資源循環型施設	焼却処理能力	・ 焼却能力は150トン/日で整備を行う。
	焼却方式	・ 焼却方式については、ストーカ炉とし、灰溶融炉の導入は行わない方針とする。
	焼却炉の数	・ 焼却炉の数は、75トン炉2基の計画とする。
	エネルギー回収施設	・ 熱回収による発電施設の整備を行う。 ・ 余熱利用の積極的な整備を行う。 ・ 施設建設地域の地域振興策としての施設整備を行う。
	その他資源の有効利用	・ 焼却灰の資源化を積極的に行う。 ・ 雨水、施設排水の利用及び太陽光発電等の導入を積極的に行う。
	統合リサイクルプラザ	・ 上田市と東御市の不燃物処理資源化施設を統合し、不燃物の処理、一時保管を行う施設として整備する。 ・ リサイクルプラザでの受け入れ品目は、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、有害ごみを対象とする。 ・ 施設規模は14t/日とする。 ・ 施設建設に当たっては、できる限り民間企業に任せることとし、必要最小限の施設とする。 ・ プラザ機能は、環境教育の拠点施設として整備を行うものとするが、市民参加による施設づくりを目指すものとする。
施設の敷地面積の設定	・ 資源循環型施設の面積は、20,000㎡程度とする。 ・ 施設建て替え分の面積は含めない。	
最終処分場	・ 最終処分は民間委託も考えられるが、恒久的に処理を行えるという確実性がないことから、自区内処理を基本とし最終処分場の建設を行う。 ・ 統合クリーンセンター稼働時に最終処分場が整備されていない場合は、資源化率の向上を図るため、民間委託による処理も行うものとする。 ・ 最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とする。	
生ごみ堆肥化施設	・ 各市町村において、地域に適した施設整備・運営を行う方針とする。	
現施設の延命化	・ 現三クリーンセンターはそれぞれにおいて耐用年数が迫ってきているが、資源循環型施設の稼働まで適正な維持管理を行い、延命化を図るものとする。	
施設建設費等の負担	・ 循環型社会形成推進交付金事業を活用した整備とする。 ・ 施設建設費の負担については、すべての市町村が統合による受益を享受することから、均等割りの組み入れを検討する。 ・ 均等割り以外の負担割合は、建設時は減量目標割とし、3年度目以降は前年度の投入割とする。 ・ 地域振興に係る事業費の負担についても、建設費同様に各市町村で応分の負担をするものとする。 ・ 最終処分場の建設についても同様の考え方とする。	